

「自然災害被災者支援制度の創設に係る内閣府案等に関する緊急要望」
及び「住宅再建支援制度の創設に伴う運営資金の拠出に係る地方財政
措置に関する要望」等について(全国知事会)

本会は、10月9日(木)、地震等の自然災害で被害を受けた被災者への住宅再建支援制度の創設及び被災者生活再建支援制度の支給対象要件の緩和等についての改正を内容とする緊急要望(別紙1)、運営資金の拠出に関する申し合わせ(別紙2)及び地方財政措置に関する要望(別紙3)を関係機関に合わせて行いました。

本会を代表して、石川嘉延地震対策特別委員会委員長(静岡県知事)、吉澤慶信北海道副知事、福永正通東京都副知事及び青木信之埼玉県副知事が二班にわかれ、それぞれ官邸、内閣府、総務省、財務省の各府省幹部及び自然災害から国民を守る国会議員の会役員、衆・参議院災害対策特別委員会役員及び自民党三役に要請活動を行った後、記者会見(参考)を行いました。

要望等の内容は、次のとおりです。

自然災害被災者支援制度の創設に係る内閣府案等に
関する緊急要望

本会が、長年にわたり要望してきた被災者に対する住宅再建支援制度の創設及び生活再建支援制度の改正については、本年7月17日の全国知事会議における「自然災害被災者支援制度の創設等に関する緊急決議」、さらには8月8日の「自然災害被災者支援制度の創設に係る制度設計等に関する緊急要望」を受け、その創設に向け、内閣府の平成16年度予算概算要求に盛り込まれたことは、実現に向けての前進と評価するところである。

本会としても、住宅再建支援制度の実現を図るため、新たに300億円の拠出を行うなど、全力で取り組む決意である。

このため、国においては、国民からの期待も含め真剣に受け止め、平成16年度予算概算要求の項目等について別添の意見にも配慮し、住宅再建支援制度の創設及び生活再建支援制度の改正の実現に向け、適切に対処するよう強く要望する。

平成15年10月9日

全 国 知 事 会

住宅再建支援制度の創設に係る内閣府案等に対する意見

1 住宅再建支援制度の創設全般について

新たに住宅再建支援の申請、認定事務等が追加されることから、申請及び認定等の手続に係る負担の軽減化を図るため、できる限り現行の通常経費的な簡便な手続きで支援金を支給できる制度にすべきである。

居住の安定確保を現行制度の枠組みの中で特別経費の追加として導入することを認めるとしても、被災者の多くが住宅再建支援と生活再建支援の両制度を利用すること等も考慮して、生活再建支援の経費を全て通常経費とするとともに、特別経費の手続きの簡素化等を図る方法も考えられる。

(住宅再建支援では、支援対象が新築(解体、撤去、整地、設計、建築、登記等)、修理(撤去、設計、修理等)、賃貸住宅への入居(家賃補助等)と形態が異なるため、通常経費としての共通する経費を抽出することが難しいことが考えられる。)

2 半壊の取扱いについて

真に居住確保支援を必要とする者として生活再建支援と同様な年齢・所得制限を設けることを考えているところであり、半壊でも修理をしなければ居住の確保が図れないことから、半壊(基準では20～70%程度)も対象にすべきである。

3 所有・非所有について

平成14年7月の中央防災会議の報告では、「住宅の所有・非所有に関わらず、真に支援が必要な者に対し、総合的な居住確保を支援していくことが重要。」と述べられており、総合的な居住確保のための支援という観点に立って、住宅の所有・非所有に関わらず多様なケースに対応できる制度にすべきである。

4 対象経費について

総合的な居住確保という観点に立って、現状回復を超える超えないとか資産形成に直結するしない等に関わらず、幅広く新築、修理、賃貸のために必要な支援をしていくことが重要と考える。

また、住宅再建支援制度は、他の共済制度や自助努力と相まって居住の確保を図ろうとするものであり、この制度だけで住宅を再建してその目的を達成しようとするものではない。

なお、現状回復に限定した支援の考え方は、被害を受けた建物の資産価値に着目した正に損失補填的な考え方と言わざるを得ない。

5 支援金の支給限度額について

当面、支援金の支援限度額は200万円とすること。

この場合、自宅が全壊し新築する場合等は200万円、自宅が半壊し修理又は賃貸住宅が全壊し新築する場合等は100万円、自宅又は賃貸住宅から他の賃貸住宅へ入居する場合等は50万円とすべきである。

6 その他

現行制度上では自然災害の発生から14月を経過するまでに支出された経費が対象とされているが、住宅再建支援制度においてはその期間内に支出に至らない場合も想定されるため、期間の延長等の柔軟な対応が必要である。

なお、その他の項目については、本会が平成15年8月8日に行った緊急要望等に沿って制度構築を行うこと。

生活再建支援制度の改正に係る内閣府案等に対する意見

1 支援法の適用災害の要件緩和

現行制度は市町村又は都道府県単位での適用になっており、同一の自然災害で被災したにもかかわらず市町村区域又は都道府県区域により適用、非適用となる不公平が生じているため、現行の対象となる自然災害としていずれかの地域で認定された場合、その災害により被災者の発生した全国の市区町村における自然災害へ拡大するなど、対象となる自然災害の要件の緩和を図ること。

2 収入額の算定方法の見直し

被災を起因として解職・離職等を余儀なくされて収入が減少し、生活再建が困難な世帯については、現行の前年の収入額による算定では対象にならない場合も想定されるため、被災年等の収入額による算定を認めること。

3 収入・年齢要件の簡素化

対象世帯の収入・年齢要件については、収入合計額500万円超・700万円以下で世帯主が45才未満の世帯についても対象とすることにより、収入合計額500万円超・700万円以下の世帯について、世帯主の年齢制限をなくすこと。

4 対象品目の拡大等

住宅再建支援制度の創設に伴う申請及び認定手続きに係る事務の増大の軽減化等を図るため、生活再建支援に係る経費を全て通常経費とすること。現行では限定されている物品等を代表的例示として捉え、類似の物品等についても対象とすること。

支給対象となる物品の数に制限を設けているものについて、弾力的運用を図ること。

特別経費の冷暖房器具の購入に設けている地域制限を廃止すること。

5 様式、手続きの簡素化等

特別経費の支給申請内訳（購入済み申請）及び用途実績報告に必要とされている各物品等の購入等を証明する書類の添付を不要とすること。

別紙様式第7号について、世帯主が申請する場合には住所、氏名の記載を1本化すること。

住宅再建支援制度の創設に伴う申請及び認定手続きに係る事務の増大の軽減化等を図るため、生活再建支援に係る経費を全て通常経費とすること。

長期避難の場合、4回以上の申請を認めること。

国庫補助金については、あるべき姿に基づくとともに、基金の財政状況が厳しいことに鑑み、可及的速やかに交付すること。

6 長期避難世帯に対する支援の拡大等

長期避難者の生活再建支援については、長期の避難命令が解除されたことに伴う住居の移転に際して、住居移転費、物品修理費等の支給など、必要な措置を講じること。

長期避難の場合、4回以上の申請を認めること。

7 本法改正施行5年後の見直し

本法改正施行後5年を目途に、制度の施行の状況や基金資金残高等を勘案し、必要な措置を講じること。

8 超大規模災害への対応

被災者生活再建支援基金では対応できない規模の大災害が発生した場合には、国の責務・負担を重くし、同基金の総額を超える支援金の支給については国の全額保証とするなどの措置を講じること。

9 元金取り崩し方式への変更

制度発足当初には想定していなかった超低金利の経済情勢が続く中で、果実運用方式で基金を運営していくことは困難なため、元金取り崩し方式に変更すること。

10 生活・住宅再建支援の両資金間の融通

生活再建支援のための資金と新たな住宅再建支援のために設ける各都道府県の拠出に基づく資金については、大規模災害の発生により、一方が資金不足に陥った場合、他方からの借入により資金調達ができるような仕組みを構築すること。

住宅再建支援制度の創設に伴う運営資金の拠出に関する 申し合わせ

平成15年10月9日
全国知事会

平成15年7月17日に開催された全国知事会議における「自然災害被災者支援制度の創設等に関する緊急決議」に基づき、各都道府県は住宅再建支援制度の創設のため、下記により運営資金を拠出するものとする。

記

1 運営資金の規模及び拠出年次

当面、拠出する運営資金の規模は、総額300億円とし、平成16年度に拠出する。

2 支援金の支給限度額

当面、支援金の支給限度額は、200万円とする。

この場合、自宅が全壊し新築する場合等は200万円、自宅が半壊し修理又は賃貸住宅が全壊し新築する場合等は100万円、自宅又は賃貸住宅から他の賃貸住宅へ入居する場合等は50万円とする。

3 各都道府県への按分方法

拠出額にかかる各都道府県への按分方法及び各都道府県の拠出額は、別に定める。

4 制度等の見直し

今後、5年を目途に追加拠出の必要性及び制度の見直しを含め、総合的に検討し、必要な措置を講ずることとする。

5 その他

財団法人都道府県会館に対し、寄附行為等の所要の見直しを求めることとする。

住宅再建支援制度の創設に伴う運営資金の拠出に係る 地方財政措置に関する要望

本会は、平成15年7月17日開催の全国知事会議において、「自然災害被災者支援制度の創設等に関する緊急決議」を決議し、さらに8月8日には、「自然災害被災者支援制度の創設に係る制度設計等に関する緊急要望」を決定し、国会・政府関係府省にその実現方を強く求めてきたところである。

今後、制度の構築に当たっては、被災者救済のための適正かつ確実な支援が可能となる、住宅再建支援の運営資金を新たに設立することが肝要であり、本会においては、その実現に向けて積極的に取り組む方針であるが、各都道府県とも財政事情が極めて厳しい状況にある中で、都道府県に対する財政面の的確な配慮が不可欠である。

よって、国においては、下記事項について適切に対処するよう強く要望する。

記

当面、都道府県の拠出する運営資金の規模は、総額300億円とし、平成16年度に拠出するが、都道府県の資金拠出額に対する地方債措置及びこの償還に対する交付税措置など適切な地方財政措置を講ずること。

平成15年10月9日

全 国 知 事 会

平成 15 年 10 月 9 日

全 国 知 事 会

地震対策特別委員会委員長 記者会見用発言要旨

本日、内閣府等に対し「自然災害被災者支援制度の創設に係る内閣府案等に関する緊急要望」を、また、総務省等に対し「住宅再建支援制度の創設に伴う運営資金の拠出に係る地方財政措置に関する要望」を行いました。

全国知事会としては、平成 7 年の阪神・淡路大震災以来、自然災害被災者支援制度の創設を国に働きかけ、平成 10 年には、生活再建支援制度の創設を見たところであります。

しかしながら、住宅再建支援制度については、未だに実現されていないのが現状であり、また、生活再建支援制度については 5 年を迎え、見直しの時期となっております。

そこで、最近の災害の発生状況や、予想される地震の発生などに鑑み、早急に被災者支援制度を充実することが必要であります。

よって、本会としては、本年 7 月に岐阜県で開催された全国知事会議において「自然災害被災者支援制度の創設等に関する緊急決議」を行い、さらに 8 月には、関係府省等に対し「自然災害被災者支援制度の創設に係る制度設計等に関する緊急要望」を行ったところであります。

その後、内閣府においては、居住安定確保のための支援制度創設を含む被災者生活再建支援制度の拡充について、平成 16 年度予算概算要求を行ったところであります。

このことは、制度の実現に向けて大きな前進と評価するところですが、本日は、さらに、その制度の内容等について緊急要望を行ったものであります。

要望内容の主な事項は、住宅再建支援制度の創設については、

- 1 住宅の所有・非所有に関わらず、居住確保のための多様なケースに対応できること。
- 2 半壊を対象とすべきこと。
- 3 簡便な手続きで支給できること。

などであります。

また、生活再建支援制度の改正については、

- 1 現行の対象となる自然災害としていずれかの地域で認定された場合、その災害により被災者の発生した全国の市区町村における自然災害に拡大するなど、対象となる自然災害の要件緩和を図ること。
- 2 収入額の算定方法の見直し及び収入・年齢要件の簡素化を図ること。
- 3 様式及び手続きの簡素化を図ること。

などについて要望しております。

なお、全国知事会としては、住宅再建支援制度の創設のための運営資金として、平成16年度に当面300億円を新たに拠出することとし、支給限度額は200万円とすること等を申し合わせたところであり、国に対して、全国知事会としての意見集約の結果をお伝えし、あわせてこの拠出に対する地方財政措置を要望して参りました。

私達は、次期通常国会において、住宅再建支援制度の創設と生活再建支援制度の改正が実現することを強く期待するものであります。